

制定 令和元年（2019年）9月6日公共建築部長決裁
改定 令和3年（2021年）3月4日公共建築部長決裁
改定 令和5年（2023年）6月1日公共建築部長決裁
改定 令和5年（2023年）9月11日公共建築部長決裁
改定 令和6年（2024年）2月15日公共建築部長決裁
改定 令和6年（2024年）6月26日公共建築部長決裁
改定 令和8年（2026年）1月7日公共建築部長決裁

【Q&A】熊本市営繕工事における週休2日工事について

黒字：質疑

赤字：回答

【1. 対象工事について】

(1) 要領第3条第1項「(3) 週休2日の対象とすることが適切ではないと発注者が判断する工事」とはどういう工事を想定しているのか。

工期が1週間未満の工事等が想定されます。その他、工事条件等により、発注者が「適切ではない」と判断した工事も含まれます。

(2) 発注者側の都合で休日に工事を実施した場合は、週休2日工事として認められないことになるのか。

受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、対象期間に含まないこととしています。

【2. 補正について】

(1) 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのか。

要領5条において、見積りに含まれる労務費は補正の対象としないこととしています。

【3. 工期設定について】

(1) 工事期間は週休2日を前提に設定するのか。

従前より、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.3.5 施工条件（1）（ア）に「行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日は、施工しない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。」との記載があり、このことから週休2日を前提として工期設定しています。（電気設備工事編、機械設備工事

編にも記載あり)

(2) 「発注者が対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。

天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間など受注者の責によらない事由により工事を実施できないと認められる期間を想定しています。

(3) 工事着手日とは具体的にどの日を想定しているのか。

工事着手日は、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量をいう。）の初日を指しています。

(4) 対象期間から除外される年末年始6日間、夏季休暇3日間とは具体的にどの日を想定しているのか。

以下の期間を想定しています。なお、会社規定の期間がある場合は、受発注者間の協議により、他の期間を設定することも可能です。

- ・年末年始6日間：12/29～1/3
- ・夏季休暇3日間：8/13～8/15

【4. 現場閉所（現場休息）率及び休日率の算定について】

(1) 監督員が行う休日の実施状況の確認は、どのような方法を想定しているのか。また、休日の達成状況は、工事全体で考えるのか、月単位で考えるのか。

週休2日（現場閉所型）工事においては、要領 別紙2の「休日（現場閉所又は現場休息）取得計画実績表」を確認することにより、休日（現場閉所又は現場休息）の実施状況を確認します。一方、週休2日（交替制）工事においては、要領 別紙3の「休日（交替制）取得計画実績表」を確認することにより、休日（交替制）の実施状況を確認します。どちらの工事も、監督員本人が直接、現場の状況を確認することはありません。また、「休日（現場閉所又は現場休息）取得計画実績表」及び「休日（交替制）取得計画実績表」は、毎月、監督員に提出する必要がある、休日の達成状況は、月単位で考えるものとしています。

(2) 雨天、台風時等で当日工事中止の日も休日を含めるものと考えてよいか。

当日の朝の判断でも休日を含めるものとして構いません。1日を通して作業（現場管理上必要な作業を除く。）を行わなかった場合は現場閉所（現場休息）率及び休日率に算定できません。

【5. 契約変更について】

(1) 変更契約にて、労務費に補正係数を乗じることにより増額した額を減額する場合、どの時点で週休2日実施の可否を判断すればよいか。

最終変更の協議時点で、それまでの実績を踏まえ、達成見込みを判断します。ただし、その時点で減額の対象とならなかった工事においては、それ以後、工事完成日まで、所定の現場閉所（現場休息）率及び休日率を下回らないよう留意する必要があります。

(2) 最終変更の協議時点から工事完成までの間に所定の休日を下回った場合の対処はどのように行うのか。

労務費の補正率が変わりますので、契約を変更する必要があります。受注者は、発注者に対して速やかに変更を申し出てください。

(3) 現場閉所（現場休息）率及び休日率の算出を行う際、小数点第2位以下はどのように扱うのか。

小数点第2位以下は切り捨てを行ってください。

【6. 休日について】

(1) 社屋で従業員が対象工事に伴う事務作業を行った場合はどのように取り扱うのか。

社屋（建設現場及び現場事務所含む）においても、一切の作業を行わないことを「現場閉所（現場休息）」及び「交替制」における休日とします。ただし、以下のような現場管理上必要な作業は除きます。

- ・コンクリート養生、レイタンス除去作業等、品質確保上最低限の作業
- ・立入禁止柵の設置、飛散対策等の第三者災害の防止対策
- ・安全パトロール、保守点検
- ・見学会、地元協議対応
- ・交通誘導警備
- ・その他、監督員が必要と認めた作業